

税関申告書

CBP Declaration Form 6059B - Entry Example

❗ 米国主要空港から入国する際、税関申告書の提出が求められない場合があります

モバイル入国審査アプリ(MPC)及び 自動入国審査端末(APC)を利用して入国審査手続きを行う場合は
税関申告はそれぞれ端末内で電子的に行うため、紙媒体での税関申告書の記入・提出は不要です

※申告が必要な場合 及び 係官から提出が求められた場合は、税関申告書に正しく記入の上ご提出ください
※書式・各種規定は予告なく変更になる場合があります。ご質問等は米国税関・国境取締局に直接お問い合わせ下さい

表面 (Front Side)

公明特用欄

U.S. Customs and Border Protection

税関申告書
19 CFR 122.27, 148.12, 148.13, 148.110, 148.111, 19 USC 1498, 16 USC 5316
OMB NO. 1531-0009

1 姓(苗字) SMITH
名(ファーストネーム) JOHN ミドルネーム

2 誕生日 月 0 7 日 0 7 西暦年 0 2

3 渡航に同行している家族の人数 0

4 (a) 米国における滞在・居住先の住所(番地と通り)(ホテルの名称・訪問先)
MARRIOTT MARQUIS NEW YORK
(b) 市 NEW YORK (c) 州 NY

5 旅行発行国 USA
6 旅行番号 E00007734

7 居住国 JAPAN

8 今回渡米に先立って訪れた国・国々

9 航空会社・便名もしくは船舶名 JL4

10 今回の渡米の主要目的はビジネスです: はい いいえ

11 私(私達は、以下の物品を所持しています):
(a) 薬物、野鳥類、植物類、種物、食物、昆虫類 はい いいえ
(b) 肉類、動物、動物野生動物製品 はい いいえ
(c) 肉団塊、総産地産、巻貝類 はい いいえ
(d) 土壌、あるいは、私(私達は)、農場・牧場・牧草畑にいました はい いいえ

12 私(私達は、家畜の近くにいました(家畜との接触、または処理・扱いなど) はい いいえ

13 私(私達は、現在通貨、または、金融商品にして、10,000ドル以上の米ドル、または、それに相当する外国通貨を所持しています(金融商品の定義は別添明) はい いいえ

14 私(私達は、市販用商品を所持しています(販売対象となる商品、または、銃法を遵守する目的で使用する銃器、または、個人の身の回りの所持品の範囲に当てはまらない物品) はい いいえ

15 米国居住者—市販用商品を含め、海外で購入、あるいは取得した物品(他人への贈り物も含める。ただし米国に郵送したものは含まない)の総額 \$
渡航訪問者—米国に残している物品の総額—(市販用商品込み) \$ 0

この書式の裏面にある記入説明文をお読みください。申告義務のある全ての品目について記入する欄が設けられています。

私は、この書式の裏面にある重要な情報項目を読み、真実に基づいた申告をしました。

X John Smith 01/10/2024
署名 日付(月/日/年)

該当する方にチェックを記入して下さい
申告する物に該当する場合は「はい」にチェック

記載日(入国日)パスポートと同じ署名を忘れずにご記入ください

裏面 (Back Side)

米国税関・国境整備局は皆様の訪米を歓迎いたします。
米国税関・国境整備局は、米国への輸入禁止品の不法輸入を防ぐ義務を負っています。CBPの職員は、渡航者に質問したり、渡航者と渡航者の所持品を検査する権限を有しています。もし、あなたが検査を受ける対象の一人となった場合は、丁寧でプロフェッショナル、かつ敬意のある扱いを受けます。CBPの監督者および渡航者サービス担当者、ご質問にお答えします。お褒めの言葉やご意見・ご要望は、コメント・カードにご記入ください。

重要な情報
米国居住者—国外で取得し、米国に持ち込むすべての物品を申告すること。訪問者(非居住者)—米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること。この申告欄に全ての物品を申告し、その価値を米ドルで記入してください。贈り物については、小売価格をご記入下さい。

関税—CBP職員が判断します。米国居住者については、所持品の\$80ドル相当までの物品について関税が適用されます。渡航訪問者(非居住者)については、一般的に\$100ドル相当までの関税が適用されます。関税は、免稅額を超える最初の\$1,000ドルについて現行利率で算定されます。

農産物及び野生動物製品—危険な農薬、禁製野生動物の輸入を防止する目的で、以下の物品が規制の対象となっています。果物、野菜、植物、植物性産物、土壌、肉製品、食肉加工品、鳥類、巻貝類、生きた動物および、動物製品。これらの物品を、税関および国境整備局職員、税関および国境整備局農薬専門家、魚類・野生動物検査官に申告する事を行った場合、罰金や没収されたり、所有物の没収につながる事があります。

通常、規制薬物、銃器、及び毒性物質を持ちこむことは禁じられています。知的財産権を侵害する商品をアメリカ合衆国に輸入する事は旅行者に制裁金・民事罰又は刑事罰が課される可能性があります安全又は健康に重大な危険をもたらす可能性がある。

通貨、または金融商品の輸送は金額にかかわらず合法行為です。ただし、国外から米国内に\$10,000ドル以上(米ドル、またはそれに相当する外国通貨、もしくはそれらの組み合わせ)を持ち込んだり、逆に米国から国外へ上記を持ち出す場合は、それはFincEN105(旧税関書式4790)をもって米国税関および国境整備局に申告を提出することが、法律によって定められています。金融商品と呼ばれるものの中には、コイン、紙幣、トラベラーズ・チェック、および持参用金融商品である個人の小切手や銀行小切手、債・証券が含まれています。本人以外の人に通貨や金融商品を運送してもらった場合、FincEN105の書類を提出しなければならない。その申告を怠ったり、金額を申告しなかった場合は、渡航者が所有しているすべての通貨、金融商品が没収の対象になったり、渡航者が民事上の刑罰または刑事罰を受ける可能性があります。このページの上部にある重要な情報をお読みになり、真実に基づいた申告をした後、当書式の裏にある署名の欄にサインをして下さい。

所有品目の明細
(リストが長くなる場合は、別のCBPフォーム6059Bに記載を続けてください。)

該当するものがない場合は記載不要です

文書業務削減法説明: 現在有効なOMB管理番号の明記がない場合、当局は、情報収集を行ったり変更したりしてはならず、渡航者は、この情報に対する応答をする義務はありません。当情報収集の標準率は、1651-0009です。当書式の標準平均記入時間は、約4分です。渡航者は、回答を義務付けられています。書式の見積記入時間についてのご意見は、下記の住所までご連絡下さい。U.S. Customs and Border Protection Office of Regulations and Rulings 90 K Street, NE, 10th Floor Washington, DC 20229.

旅行者の免税範囲

参照: 米国税関・国境整備局 (CBP)
<https://www.cbp.gov/travel/international-visitors/kbyg/customs-duty-info>

- 煙草200本と葉巻100本まで(21歳以上)
- アルコール飲料1リットルまで(21歳以上)
- 贈答品100USD相当

肉類(生、乾燥、缶詰を含む)、肉製品、果物、植物、種子、土などを持ち込むことはできません。特に肉、ハム、ソーセージの畜産物をはじめ、牛肉エキスや乾燥肉を使用したインスタントラーメンやスナック菓子等も持込が禁止されています

米国居住者

→ 国外で取得し、米国に持ち込む全ての物品を申告すること

米国非居住者(訪問者)

→ 米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること(USDで記載)